

調 査 報 告 書

平成 2 9 年 9 月 2 6 日

池田町学校事故等調査委員会

— 目 次 —

第 1	はじめに	6 頁
第 2	池田町と本件中学校の概要	6 頁
1	池田町の概要	6 頁
2	本件中学校の概要	7 頁
第 3	本件事故の発生状況	7 頁
第 4	本調査委員会の設置と活動状況	8 頁
第 5	本生徒の経歴と事実経過	9 頁
1	小学校時代	9 頁
(1)	池田第一小学校入学と小学校の統合	9 頁
(2)	小学校時代のいじめの指摘	9 頁
(3)	いじめに関する担任等の調査結果	9 頁
(4)	担任による本生徒の印象	10 頁
2	中学校時代と本件事故までの経過	10 頁
(1)	中学 1 年	11 頁
ア	担任教諭及び部活動等	11 頁
イ	部活動でのトラブル	11 頁
ウ	7 月の保護者面談	12 頁

エ	9月、10月のいじめ調査	12頁
(2)	中学2年1学期	12頁
ア	前期学級長、担任、副担任	12頁
イ	1回目の登校渋り	13頁
ウ	右頬の腫れ	14頁
エ	夏休みの登校	14頁
(3)	中学2年2学期以降本件事故まで	14頁
ア	生徒会副会長	14頁
イ	能楽の里池田マラソン	14頁
ウ	課題未提出をめぐる副担任とのトラブル	
	(「土下座しようとした件」)	15頁
エ	クリスマス会についての担任の指導	15頁
オ	生徒会活動についての担任の指導	16頁
カ	本生徒の欠席、保健室への来室	16頁
キ	卒業生を送る会についての担任の指導	17頁
ク	同僚教諭の注意	17頁
ケ	2回目の登校渋り	18頁
コ	朝の挨拶運動	19頁
サ	3月5日の担任からの呼び出し	19頁
シ	課題未提出についての担任の指導	19頁
ス	3回目の登校渋り	20頁
セ	卒業生を送る会の開催	20頁
ソ	ランニングでの負傷	20頁
タ	課題未提出をめぐる副担任とのトラブル	
	(「過呼吸様の症状を訴えた件」)	21頁

チ	本件事故前日の国語の授業	21 頁
ツ	本件事故当日	22 頁
第6	事実の考察	23 頁
1	本件事故は自死であること	23 頁
2	本生徒の自死の原因の考察	23 頁
(1)	本調査委員会が考える自死の原因	23 頁
(2)	他の原因の検討	27 頁
ア	いじめについて	27 頁
イ	家庭について	28 頁
ウ	その他	28 頁
第7	本生徒の自死に関わる事項	28 頁
1	発達上の特性	28 頁
2	宿題などの課題指導の在り方	29 頁
3	担任、副担任の指導方法	31 頁
(1)	担任の指導叱責の問題点	31 頁
(2)	副担任の指導の問題点	34 頁
(3)	相互の協議、上司への報告等の欠如	35 頁
4	校長、教頭の指導監督責任	38 頁
5	他の教員の対応	39 頁
6	まとめ	41 頁
第8	事後対応	42 頁
1	遺族への対応	42 頁

2	生徒・保護者への対応・・・・・・・・・・	44頁
第9	提言・・・・・・・・・・	44頁
1	遺族への謝罪、保護者への説明、報道機関への公表 ・・・・・・・・・・	44頁
2	教職員の生徒理解と生徒指導力の向上・・・・・・・・	45頁
3	教職員の情報共有、上司への報告の徹底等・・・・・・・・	47頁
4	校長、教頭等の指導監督責任の自覚・・・・・・・・	48頁
5	家庭や教員集団での話し合いを通じた子ども理解・・	49頁
6	保護者との連携強化・・・・・・・・・・	50頁
7	教育委員会の取組・・・・・・・・・・	51頁
8	学校事故等調査委員会の在り方・・・・・・・・	52頁
第10	おわりに・・・・・・・・・・	53頁

第1 はじめに

池田町学校事故等調査委員会（以下「本調査委員会」という。）は、平成29年3月14日に池田町立池田中学校（以下適宜「本件中学校」ともいう。）に当時在籍していた2年の男子生徒（XXXXXXXXXX以下「本生徒」という。）が校舎3階から転落死した事故（以下「本件事故」という。）につき、池田町学校事故等調査委員会設置要綱に基づき、池田町教育委員会の諮問を受け、事故等の客観的な調査、公正な審議等を行い、それらの結果を報告し、必要な是正又は支援を助言することを目的に設置された（池田町学校事故等調査委員会設置要綱第1条、第2条）。

本調査委員会の構成は、教育学、心理学、小児精神医学及び法律学等を専門とする大学教授、医師、弁護士及び社会福祉士らによって構成されている（資料1）。本調査委員会の活動状況は、資料2を参照されたい。

本報告書の主な構成は、第2項から第4項で、池田町や本件中学校の概要、本件事故の発生、本調査委員会の設置、活動状況について明らかにした上、第5項で、本調査委員会が調査をした結果得られた資料に基づき、本生徒の経歴と事実経過を認定し、第6項で、本件事故が自死であるかどうか、その原因を考察し、第7項で本生徒の自死に関わる事項、第8項で事後対応の問題点を、それぞれ検討した上、第9項で本調査委員会の提言を行う形となっている。

なお、本調査委員会は、可能な範囲で収集された資料の中で、本件事故の原因と対策を究明するものであって、本件事故の民事及び刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

第2 池田町と本件中学校の概要

1 池田町の概要

池田町は、福井県の南東部、岐阜県との県境に位置し、今立郡に属する。

南東部は山岳地帯で、大野市、岐阜県揖斐川町及び南越前町に接しており、北は福井市、西は越前市と連なる。四方山が入り組み、総面積は194.72平方キロメートルのうち、山林が91.7%を占める。中央は盆地を形成し、580ヘクタールの肥沃な耕地を有している。

人口は2698人（平成29年5月1日時点の住民基本台帳人口）で、主な居住区域は周囲を山で囲まれており、町全域が特別豪雪地帯の指定を受けていて、冬季の降水量が多い、農業中心の閑静な町である。

池田町内の学校等の状況（本件事故当時）については、池田町なかよしこども園（幼保連携型認定こども園）、池田小学校、池田中学校及び武生高校池田分校が存在している。

2 本件中学校の概要（平成28年4月1日当時）

（1）学 校 名：池田町立池田中学校

（2）所 在 地：福井県今立郡池田町稻荷20－14

（3）生 徒 数：全生徒 52人

1学年 13人（学級数：1、男子：7人、女子：6人）

2学年 21人（学級数：1、男子：10人、女子：11人）

3学年 18人（学級数：1、男子：6人、女子：12人）

（4）教職員数：19名（内訳：校長1名、教頭1名、教諭7名（内2名休職中）、講師2名、非常勤3名、養護教諭その他職員等5名）

第3 本件事故の発生状況

- 1 平成29年3月14日（火）午前8時ころ、本生徒は本件中学校に登校し、玄関から校舎東側階段を上った。その途中2階から下りようとした2年男子生徒が声をかけたが、本生徒の返事はなかった。
- 2 同日午前8時25分、本生徒が教室にいないことに気づき、教師らが搜索した。教師のひとりが、3階の生徒会室前廊下にカバンを発見し、同階トイ

レを確認後、カバンのある場所に移動している途中にカバン近くの窓が開いており、何かが見えたように感じて窓から下を覗くと、本生徒が倒れていた。

- 3 本生徒を発見後直ちに心臓マッサージ等の救命措置を行い、救急車を手配し、池田町診療所から福井済生会病院救命センターに搬送されたが、同日午前10時41分本生徒の死亡が確認された。

第4 本調査委員会の設置と活動状況

- 1 本調査委員会は、平成29年4月に池田町学校事故等調査委員会設置要綱に基づいて設置された。
- 2 設置後、本調査委員会は、本件中学校及び教育委員会から資料（県教育委員会宛事故発生に関する報告書、指導要録、相談記録、通知表、健康診断表、教職員からの聞き取り結果、本件中学校実施のアンケート結果、本生徒の作文、能楽の里池田マラソンの記録等）の提出を受けたほか、資料2のとおり、平成29年4月27日以降同年9月13日まで、合計16回の委員会会議を開催し、その間、保護者会の意向を受け、本調査委員会独自の保護者に対するアンケート調査（教育委員会から配布したが、回答は直接本調査委員会宛とし、情報管理も本調査委員会が行った。）を実施した。

また、調査委員2名1組で分担して池田町・能楽の里文化交流会館等で生徒18名（保護者同伴。一部保護者又は生徒のみの出席あり）、遺族等の聴取調査を行った。遺族からも資料（本件中学校と遺族とのやり取りを記録したメモ、本生徒が作成したと考えられる遺書らしきメモのほか、作文等）が提出され、PTAから、PTAが保護者に実施したアンケート結果の提出も受けた。

さらに、調査委員全員で、本生徒の小学校当時の担任教諭5名、本件事故当時の本件中学校の教職員9名、カウンセラー、教頭、校長並びに、池田町教育委員会教育長から聴取調査を行った。

その上で、前記文化交流会館において、遺族に対し、中間報告及び再度の

聴取調査を行ったほか、その際に本件中学校及び本件事故現場も視察した。

以下の事実、検討及び提言は、その結果得られた資料に基づくものである。
なお、一部聞き取りに応じてもらえない生徒等がいたことから、限られた資料に基づく判断であることを付言する。

第5 本生徒の経歴と事実経過

1 小学校時代

(1) 池田第一小学校入学と小学校の統合

本生徒は、平成21年4月、池田第一小学校に入学した。本生徒が小学校3年生時の平成23年4月、同小学校と池田第三小学校が統合して、池田小学校が設立された。以後、両校の生徒が合流したクラスとなった。

(2) 小学校時代のいじめの指摘

生徒へのアンケート結果や聴取調査によれば、3名の生徒から、本生徒が小学校低学年のころに言葉によるからかいを受け、泣いて授業に遅れることがあった、小学校のとき、周りからいじめられて泣いていたのを見た、6年生時「XXXXXXXXXX」などと、長期間からかわれ嫌がっていた、などの事実が報告された（もっとも、いずれも、中学校になってからは、そのようなことはない、あるいは減ったとしている。）。

また、本生徒の家族からは、小学校時、本生徒がリュックを投げられ泣いて帰ったことがある、小学校4年生時に、担任教諭から友達に思うことを言い通すのではなく、少し考えて話すようにとの指導を受けたことがあり、いじめがあったのでは、などの指摘があり、本生徒が小学校3、4年生時に書いたと思われる、いじめの存在をうかがわせるノートの写しも提出された。

(3) いじめに関する担任等の調査結果

本調査委員会は、小学校1年から6年までの全担任教諭から事情を聴取

した。3年生や5年生の担任は、本生徒が鬼ごっこやハンドベースで、自分ばかりが狙われると不満を述べたことや、3年生の担任によれば、トラブルになって本生徒が大きな声で泣いたことがあったとのことであるが、上記アンケート結果や家族の指摘に符合するいじめについては、具体的事実を記憶している者はいなかった。小学校4年生の担任も、本生徒に対する指導の記憶がなかった。生徒からも、上記アンケート等の結果以上の事実を明らかにすることはできなかった。

(4) 担任による本生徒の印象

1、2年生の担任は、本生徒から [redacted] と2、3回聞いたこと、祖母から、友だちにからかわれたら守ってあげてほしいと言われたことなどを述べた。

3年生の担任は、 [redacted]
[redacted] こともあったと述べた。4年生の担任は、 [redacted] と述べた。5年生の担任は、 [redacted]
[redacted]
[redacted] が、6年生時にはなくなったとのことである。

6年生の担任は、 [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted] と言うなど、成長を感じたという。

その他、複数の担任が、本生徒が文字を書くのが苦手で、やり直しや、何度も添削したことなどを述べた。

2 中学校時代と本件事故までの経過

(1) 中学1年

ア 担任教諭及び部活動等

平成27年4月、本生徒は池田中学校に入学した。1年生の担任は、
[] (以下「担任」という。)であり、担任の担当教科は英語であつた。担任は特別支援学校教諭免許状を持っており、小学校で特別支援学級の副担任をしていた経験がある。

担任によれば、本生徒は、英語で話すことが好きで、意欲もあつたが、書くのは苦手であつたという。

部活動は[]で、同級生の部員は本生徒を含め[]であつた。

学校実施のアンケートや本調査委員会の聴取調査によれば、多くの教職員、生徒が、本生徒について、真面目、優しい、努力家、礼儀正しい、母親思い、という評価で共通していた。

一方、一部に、こだわりが強い、考えを押し通すことがあり、級友ともめたり、先生に反論していた、言われたことを重く受け止める面があつた、物事を一人で抱え込んでしまっている、宿題ができていないことがあつた、という評価もあつた。

イ 部活動でのトラブル

同年5月、部活動内で他の部員2人から部活に取り組む態度を注意され、本生徒が[]を足元に投げつけて帰るという出来事があつた。担任は、本生徒と部員2人から事情を聞き、部員2人には、ひとりだけにペナルティを与えるのはいけないと言ひ、本生徒に対しては感情的になってはいけないと指導した。また、担任は当日、本生徒宅を家庭訪問した。祖母から、小学校時代にいじめを受けていたことを聞き、見守りを約束した。担任は、管理職に家庭訪問した事実を報告した。

同年6月、いじめ調査のアンケートに対して、本生徒は、いじめを受

けている旨回答した。担任が事実を確認したところ、上記部活でのトラブルを指しているとのことだった。

ウ 7月の保護者面談

同年7月、本生徒の母は、保護者面談で担任に対し、小学校からいじめがあり、本生徒が泣きながら帰ったことがある、小学校では我慢するように言われたと泣いて訴えた。担任は、上記部活の問題以降、新たな問題は発生していないことを述べ、今後の見守りを約束し、同事実を管理職に報告した。

エ 9月、10月のいじめ調査

同年9月および10月のいじめ調査のアンケートにおいて、本生徒はいじめを受けている旨回答した。担任が面談したところ、本生徒は、3人を除く男子生徒からうざいなどと言われると答えた。担任は、本生徒や指摘のあった生徒から事情を聞いて指導した。本生徒は、納得し明るい表情であったという。

以後、本生徒に対するいじめ調査で○がついたことはなかった。また、同年12月2日の教育相談において、担任が本生徒にその後の様子を確認したが、大丈夫との返事であった。

(2) 中学2年1学期

ア 前期学級長、担任、副担任

平成28年4月、本生徒は前期の学級長に立候補して選任された。担任によれば、本生徒は中学校でいろんなことをやりたいと言ったとのことである。担任は1年と同じ[]教諭で、2年から[]（以下「副担任」という。）が、副担任となった。副担任は、本件中学校が初めての中学校勤務で、担当教科は国語であった。副担任によれば、本生徒は、国語について興味関心はあり、発表もし、授業態度も良かったが、

漢字、言語は苦手、漢字が覚えられないところがあり、宿題忘れも多かった、指導しても改善されなかったという。また、本生徒は真面目で、ひとつのことに集中すると周りが見えないところがあったものの、他の生徒が嫌がる場所を掃除したり、伴走ボランティアで、椅子に座ったランナーに腰を低くして接するなど、優しい子と述べている。

なお、副担任は、本生徒が小学校6年当時、池田小学校に在籍し、家庭科の講師をしていた。本生徒は、副担任にミシン掛けで残され、帰りのバスに間に合わなかったことがあり、当時家族に副担任は嫌だと言っていた。

イ 1回目の登校渋り

同年5月26日、本生徒が「学校に行きたくない」などと述べた。本生徒は、その理由について、「副担任が宿題未提出の理由を言い訳だとして聞いてくれない」などと、副担任に対する不満を述べた。母は、相談機関に電話相談し、休ませることにして学校に連絡した。

同日午前中、担任が本生徒方を家庭訪問した。祖母は、「翌日の校外学習で副担任が本生徒に関わらないようにしてほしい。宿題のことを本生徒が副担任に伝えるときはそばで見てほしい」と要請した。本生徒は遅れて登校し、帰宅後母に対し、「副担任に宿題を提出しに行ったが、私が悪いんでしょと、ぶつぶつ言われた」と話した。

同日午後7時ころ、再度、担任が家庭訪問した。本生徒の母は、副担任を替えてほしいと求めたが、担任は、「副担任を替えることはできない。副担任と2人にならないようしっかり見ていきます。僕から副担任にちゃんと言っておきます」などと約束した。担任は副担任に対し、「宿題をもっていくので受け取ってほしい」旨伝えた。

担任は、家庭訪問し、家庭訪問したことと副担任との関係に問題があ

ると聞いたことを教頭に報告したが、特に指示はなかった。

同年5月27日、本生徒は登校し、校外学習に参加した。

ウ 右頬の腫れ

同年7月上旬、母が本生徒の右頬に3cm程度の腫れができているのに気付いた。本生徒に理由を聞いたが言わなかった。同年7月15日の保護者会で、母が担任に本生徒の腫れのことを聞くと、担任は知らない、本生徒等に聞くと述べた。担任は、翌日の修了式で、本生徒に理由を尋ねたところ、本生徒は、部活の練習中にできた、からかいじゃないと述べたと、説明した。

しかし、担任はそのことを母には報告しなかった。

エ 夏休みの登校

遺族によれば、同年8月13日、本生徒は担任の呼び出しを受けて登校したが、しばらくして戻ってきてはまた登校するということが何度か繰り返され、本生徒は腹を立てていたという出来事があった。しかし、本調査委員会の調査では詳細を明らかにできなかった。

(3) 中学2年2学期以降本件事故まで

ア 生徒会副会長

本生徒は、2年生の後期に、生徒会の副会長に選任された。主として2年生が生徒会の執行部として活動することになったため、担任が生徒会の指導も担当することになった。

イ 能楽の里池田マラソン

同年10月9日、第37回能楽の里池田マラソンが開催された。本生徒は、同大会の伴走ボランティア実行委員会の委員長に立候補して選任された。本生徒は、同委員会の担当であった担任から、大会当日の挨拶の準備が遅れたことなどを理由に、校門の前で、大声で怒鳴られた。本

生徒は担任の目を見て黙っていたが、目撃していた生徒は、(聞いている者が)身震いするくらい怒っていた、すごい怒鳴っていた、本生徒が可哀想と感じたなどと述べている。

ウ 課題未提出をめぐる副担任とのトラブル (以下「土下座しようとした件」ともいう。)

同年11月18日5校時に、副担任が課題未提出につき、担任の了解のもと本生徒を別室に呼び話をした。

副担任が、課題が出ていない、期限も過ぎている、どうするつもりかなどと問い質したところ、本生徒は、遅れる理由として、生徒会や部活動をあげた。副担任は、「宿題ができないなら、やらなくてよい」と言った。すると、本生徒は「やらせてください」と言い土下座しようとした。副担任は、止めさせていつ出すのかを確認した。その後、本生徒はトイレに入ったまま出てこなかった。副担任が担任に連絡し、担任が名前を呼ぶと、本生徒は泣きながらトイレから出てきた。担任が本生徒に「大丈夫か」と聞くと、本生徒は「大丈夫です」と答え、顔を洗って教室に戻った。

副担任は上記土下座しようとした事実を後に担任へ報告した。担任は、本生徒の指導について副担任と相談せず、上記事実を管理職にも本生徒の保護者にも報告しなかった。

エ クリスマス会についての担任の指導

同年12月22日に生徒会主催のクリスマス会が開催された。同年11月から、本生徒ら生徒会役員が準備を進めていたが、進んでいなかったため、数回にわたって担任から進捗状況の確認および指導がなされた。

同年12月21日午前中、本生徒および生徒会長は、クリスマス会の司会進行の件で、担任から職員室で厳しく叱責され、午後5時45分の

完全下校までに計画を提出するようにとの指示を受け、放課後本生徒と生徒会長が、部室で計画を作成しているのを[]養護教諭（以下「養護教諭」という。）が認めた。同教諭は、当日朝に職員室で本生徒らが担任から厳しく指導されていたことから、作業を優先し終わり次第部活をするように指導した。

同月２２日の集会終了後、体育館で反省会が行われた。担任から、本生徒を含む生徒会執行部に対し、今回の反省を、卒業生を送る会に生かすようにとの指導がなされた。

（なお、本件事故後、養護教諭は、生徒会執行部の生徒から、「早めに準備しても担任から具体的な説明もなく駄目と言われ、それでぎりぎりになると怒られる」との不満を聞いている。）

オ 生徒会活動についての担任の指導

平成２９年１月、本生徒ら生徒会役員は、担任の指導のもと生徒会の役割分担を決めた。本生徒は、定時活動（毎月行う活動のこと）である「目標を立て、努力できる学校作り」につき、生徒全員に毎月目標を立てさせる活動の担当となった。同月中旬、担任が生徒会長および本生徒に対して、活動状況を確認したが、本生徒から、返答はなかった。

同年１月か２月ころ、毎月１回開催していた月曜日の生徒会の日に、本生徒は職員室の前で、担任から「お前辞めてもいいよ」と大きな声で叱責された。叱責の原因は明らかではない。

カ 本生徒の欠席、保健室への来室

同年１月３０日及び同月３１日、本生徒は、腹痛のため学校を欠席した。なお、本生徒は、１年生時は、欠席した日が１日、保健室に来室した日が２日であったが、２年生時は、欠席した日が６日（５月３０日、１月３０日－腹痛[]、１月３１日－腹痛[]、２月３日－

腹痛[]、2月21日、3月7日―腹痛)で、保健室に
来室した日が10日(4月6日―[]、4月28日―[]
[]、6月2日―腹痛、6月20日―[]
[]、6月29日―[]、10月19日―[]、
1月27日―腹痛、2月1日―[]、2月2日―[]
[]、3月6日―[])であった。保健室に来室していることや日
数等については、家族には報告されなかった。

キ 卒業生を送る会についての担任の指導

同年2月上旬ころ、生徒会主催の卒業生を送る会(以下「送る会」と
もいう。)の準備をはじめた。本生徒は、生徒会の役員として、送る会を
企画運営する立場にあった。

送る会では、1、2年生が合同で合唱を贈る企画がなされた。2月上
旬ころ、合唱の練習にあたって本生徒が歌詞カードを級友に配布する担
当となったが、歌詞カードを忘れてしまったため、練習できなかった。
そのため、担任から強い叱責を受けた。目撃した生徒は、「言い方がひど
かった」、「(本生徒は)下を向いて暗い感じだった」と述べている。また、
同年2月中旬ころ、送る会の準備が進んでいなかったため、担任から、
本生徒を含む生徒会役員5名が注意を受けた。

ク 同僚教諭の注意

同年2月ころ、本生徒に発達障害の可能性があると考えた[]教
務主任(以下「教務主任」という。)が担任に対して、「正しいことであ
っても、本生徒にはできないのだから、指導方法を考えないといけない
」と伝えた。担任は「わかっていて、手加減している」旨答えた。また、
教務主任は、担任、副担任に、家族に受診を勧めた方がよいと助言した。
そのほか、教員間で、本生徒が発達障害かもしれないなどという話が出

ていた。

ケ 2回目の登校渋り

同年2月21日、本生徒が「学校に行きたくない」と述べ、母親から担任に、「本人が学校に行きたくないと言っている」と電話連絡があった。学校に行きたくない理由として、本生徒は、「国語の宿題の件で、副担任から怒られた。副担任からやる気のない者は出さなくてもいいと言われた。副担任は何をいっても言い訳と決めつける。担任にも未提出物について強く怒られた。どうしていいかわからない」と述べた。

電話連絡した母親に担任は、「僕も昨日少し強く叱ってしまいましたので」と述べ、3校時に担任が家庭訪問をし、本生徒と祖母と面談した。なお、本生徒は、このころ担任の家庭訪問を負担に感じており、上記家庭訪問の際も祖母の同席を求めた。

担任は来るなり本生徒に対し、「命は大事なんだぞ、命は一つしかないんだぞ」などと述べた。祖母は担任に、「テレビで言っているようなこと（自殺など）にはならないようにしてほしい。教師ならその子その子の性格や気持ちを考慮して対処してほしい。本生徒は傷つきやすい子（優しい子）だから気をつけて」などと述べた。なお、担任は、命は大事なんだぞなどと述べたのは、祖母から当時他県で起きた生徒の自死事故の話が出たためと説明した。

同日午後7時過ぎ、再度、担任が家庭訪問し、母親に対し「副担任については僕がちゃんと見ます。ふたりきりにならないよう注意します。今度の件について上に報告してしっかり対応していきます」などと述べた。

担任は、副担任には特に話はせず、副担任の指導について本生徒の気持ちを酌んでいない面があるなどと校長と教頭に報告したが、特に指示

はなかった。

コ 朝の挨拶運動

同年3月上旬ころ、[]が行う朝の挨拶運動に本生徒が来ないことが多くなった。また、送る会の数日前から本件事故当日までは、朝の挨拶運動には来なかった。

サ 3月5日の担任からの呼び出し

また、遺族によれば、同年3月5日（日）、本生徒と[]が担任に呼びだされパワーポイントの資料を作成するために登校したが、担任に叱られただけで終わったという出来事があったとのことであるが、本調査委員会の調査では詳細を明らかにできなかった。

シ 課題未提出についての担任の指導

同年3月6日（月）、本生徒は、朝の会后担任から課題未提出について指導を受けた。他にも指導を受けた生徒がいた。

2校時ぐらいに、本生徒が保健室にやってきて、養護教諭に対し、「学校で嫌なことがあったので早退したい。理由は言いたくない。おばあちゃんに聞いてもらう。頭を冷やしたいので歩いて帰る」などと述べた。養護教諭が「担任に報告するように。自分で担任に話せるか」と聞いたところ、自分で言うと言った。

その後、本生徒は職員室に行き、担任に「3校時に早退したい」と申し出た。担任が理由を聞いたが担任には話したくないとのことだった。

担任は、保健室で30分以上本生徒と面談したところ、本生徒は担任が生徒会を辞めろと言ったと受け止めていた。担任は、課題も生徒会同様頑張るようにとの趣旨を説明し、本生徒が納得したように感じたとする。しかし、養護教諭によれば、話の内容はわからなかったものの、担任の話声だけが聞こえ、本生徒の話声は聞こえなかった。

また、保健室での話合い終了後、養護教諭が本生徒に、「すっきりしたか」と聞くと、本生徒は「少し」と言い、もやもやが残っている様子だった。本生徒は、養護教諭に、「今はみんなのところに戻れないのでしばらく保健室にいていいですか」と言って、給食の時間まで保健室で過ごした。本生徒は、4校時から教室に戻り、部活動終了まで学校で生活した。

同事実の内容について、管理職への報告はなかった。

ス 3回目の登校渋り

同年3月7日（火）、本生徒は、朝起きるなり母に、「学校に行きたくない」と訴えた。理由を尋ねると、本生徒は「送る会は最初から関わっていないので内容がよくわからない。内容を聞いても、[]が教えてくれない、無視される。担任から『どうなってるんや』と聞かれても、答えられない。僕だけ強く怒られる。だから行きたくない。どうしたらいいかわからない」と泣きながら述べた。

母は、「明日、[]に言って企画書のコピーをもらってはどうか」などと助言すると同時に、「前日に相談してほしい。学校を休めばよいからちゃんと話して」と話した。母は、本生徒が「先生来るのが嫌やからそう言って」と希望したため、学校に腹痛を理由に欠席すると連絡した。

夜、担任が電話をし、本生徒と話をした。本生徒は腹痛があるが、翌日は登校すると答えた。

セ 卒業生を送る会の開催

同年3月9日（木）、送る会が開催され、無事終了した。

ソ ランニングでの負傷

同年3月12日（日）、本生徒は、部活でのランニング中に転倒して、右手および左ひざを負傷した。

タ 課題未提出をめぐる副担任とのトラブル（以下「過呼吸様の症状を訴えた件」ともいう。）

同年3月13日（月）、朝の会后、本生徒が副担任に、「宿題を出せません」と申告した。副担任が理由を聞くと、「前日の部活で怪我をしたため」と説明した。副担任が何日も前だからできたはず、どこまでやったのかと問い、課題をみたところ、本生徒がやってあると説明したところもできていなかった。わかったよと言うと、本生徒は「やったんや、やったんや」と言いながら泣き出し、過呼吸だと言って副担任にビニール袋を求めた。副担任はビニール袋を渡し、背中をさすった。1時間目は理科室で理科の授業であったが、本生徒は10分程度遅れ、理科の先生に謝った。

なお、放課後副担任は担任に、家庭に連絡しないでよいですかと尋ねたが、担任は報告の必要がないと考え、連絡しなかった。また、管理職にも報告しなかった。

副担任は教務主任に出来事を話した。教務主任は、養護教諭に対しインターネットで得た情報を示して、本生徒には普通の指導ではうまくいかないなどと話し合ったが、管理職への報告はしなかった。

チ 本件事故前日の国語の授業

同年3月13日（月）4校時の国語の授業で、最後の授業で何をするかをクラスで話し合った。本生徒の班は読書を提案し、他の班からは百人一首などの意見が出た。本生徒が「自分は怪我をしていて百人一首などができない」と意見を言ったところ、他の生徒から、それは本生徒の都合で、他の生徒には関係ない旨の意見が出た。結局将棋、読書、百人一首にわかれて活動したが、授業後、本生徒は自分の意見を否定されてイライラした様子で、ぶつぶつ独り言を言っていた。副担任は、クラス

の生徒から時々あると聞いた。

同授業で、本生徒から副担任に「やっていない小テストがありどうしたらよいですか」との質問がなされた。副担任は、火曜日か水曜日の放課後を提案し、怪我で病院に行く必要もあるので家族と相談してくるように言った。

夜本生徒は[]ゲームをし、翌日もしようと話し合った。家族には、本件事故前に本生徒が自死をするような様子は全く感じられなかったとのことである。

もっとも、時期、内容を明らかにできなかったが、3名の生徒から、本生徒が、自分から死にたいと言っていたらしいとか、1年生の生徒に死にたい、自殺したいと述べていたとか、ずっと死にたいと言っていたとの報告があった。

ツ 本件事故当日

同年3月14日（火）朝、本件中学校へ[]が車で送って行った。その日、本生徒は学校に行きたくなさそうな様子で、車中でも口数は少なかった。もっとも、自宅で[]から、迎えに行くから電話するようと言われると、本生徒は、「うん、4時か5時くらい」と答えた。午前8時ころに登校後、同級生が1階から2階に上がる本生徒に気づき声をかけたが、本生徒は返事をしなかった。本生徒は朝学習にも参加せず、教室には姿を見せなかった。

同日午前 8 時 25 分ころから、本生徒の行方を捜索した結果、
教諭が、3 階廊下に本生徒のカバンがあるのを発見し、窓の下を覗くと本生徒が倒れていた。その後、教諭が、本生徒が飛び降りたと思われる窓の手すりに本生徒のノートが開いて掛けてあるのを発見した。同ノートには、との記載

があった。

同日午前10時41分、救急搬送された福井済生会病院で、本生徒の死亡が確認された。

第6 事実の考察

1 本件事故は自死であること

本件事故発生までの経緯、特に、担任、副担任による指導叱責の状況、本生徒の家族や他生徒への発言や登校渋りの事実、本件事故当時の本件生徒の行動、発見時の状況、遺書とみられるノートが存在などによれば、本生徒が自らの意思で3階の窓から転落して死亡したことが明らかである。警察の判断も同じと聞いている。

2 本生徒の自死の原因の考察

(1) 本調査委員会が考える自死の原因

ア 本生徒は、小学校時代は、おとなしく真面目な生徒であり、いじめがうかがわれる事情があった。友人関係については、積極的に関わる方ではなかったが、中学2年生から、学級長や生徒会副会長に立候補するなど、リーダー的役割を希望するようになった。本生徒としては、友達に認められたいという心理があったものと考えられる。

イ 副担任は、中学2年生から本生徒の副担任になったが、本生徒は、小学生当時にミシン掛けの件で遅くまで残され、悪い印象を持っていた。中学2年生になって間もない平成28年5月26日に、本生徒は学校に行くのを嫌がっているが、母には、副担任が怒る、課題未提出について言い訳するなどと言って話を聞いてくれない、答えをもらいに行っても、宿題もしていないのになどと言って渡してもらえないと、副担任の指導に対する不満を述べている。

国語や英語など言語系が苦手な本生徒にとって、理詰めで言い分を聞

き入れてくれない副担任は、苦手な存在であったと思われる。

ウ 2年生の2学期以降、本生徒はマラソン大会（平成28年10月9日実施）の伴走ボランティア実行委員会の委員長になり、生徒会の副会長としてクリスマス会（同年12月22日実施）、卒業生を送る会（平成29年3月9日実施）等を準備実行している。これも友達に認められたいという本生徒の気持ちによると考えられるが、準備の遅れについて、生徒会の指導に当たっていた担任から度々強く叱責されている。担任からは、課題の未提出についても叱責されている。

担任の叱責は、大きな声で一方向的に怒鳴りつける方法でなされ、また職員室や校門前など他の生徒らの面前で怒鳴りつけることもあった。大声の叱責による威圧的な指導は、本生徒にとって精神的な負担となり、また人前でなされた場合には、負担はより大きくなった。

エ 平成28年11月18日には、副担任が担任の了解のもと別室で本生徒に対し、課題未提出について個別指導をしているが、副担任から、できないなら宿題を出さなくてよいと言われたことに対し、本生徒がやらせてくださいと言って土下座しようとし、トイレ内で泣いて出てこないという出来事が起こっている。

宿題を出さなくてよいとの言葉は、本生徒にとっては見放されたように感じられる言葉であり、本生徒は土下座しようとしたり、トイレ内で泣いたり、取り乱した行動を取っている。

オ 平成29年1月ころには、教科ごとの課題に加えて、ワークドリル「新研究」が加わり、課題の負担が増加した。生徒会活動の負担もあり課題を提出できないことが多くなり、叱責を受けることも多くなった。

カ そのような状況の中で、同年2月21日には、本生徒は、担任や副担任の課題未提出に対する指導への不満を訴えて、登校を渋っている。本

キ 同年３月６日には、朝の会后、担任から生徒会を辞めるようにと取られる指導を受け、その後早退を申し出ている。

その後、担任と話し合っているが、担任は指導の思いを一方向的に伝えるのみで、本生徒の言い分を聞いて不満や不安を解消させ、納得させるようなものではなかった。本生徒は養護教諭に不満が残っているような発言をしている。

同年2月21日に引き続き「どうしていいかわからない」と追い詰められた心境を述べている。このような心境に至った背景には、友人関係の苦手意識も重なり、[REDACTED]等、周囲から適切な援助を受けられないことによる孤立感があったと思われる。

副担任の指導が本生徒にとって言い逃れのできない厳しいものであり、

混乱した対応をせざるを得なかったことを示している。

また、同日の4校時には、国語の授業で級友から意見を否定され、ぶつぶつ独り言を言っていた様子が目撃されている。孤立感を一層強める要因になったと思われる。

そして、同日本生徒から副担任に小テストがありどうしたらよいかとの質問があり、翌日か翌々日に行うとの話も出ていて、いつやるかを答えなければならない状況にあった。また本件事故当日は朝の会后、国語の授業が予定されていた。

コ 同級生からの聞き取りによれば、3学期になって本生徒の表情が重くなり、亡くなる前は独り言を言うことが多くなって、友だちも近付きにくい状態だったとのことである。

サ 以上によれば、本生徒は、中学校2年の10月以降、課題提出の遅れや生徒会の活動の準備の遅れなどを理由に担任や副担任から厳しい指導叱責を受けるようになり、教員の指導に対する不満を募らせていった。叱責を受け、課題の遅れなどに適切に対処できない日々が続く中で、精神面における外傷的な体験をして、自己評価や自尊感情を損なっていた。

そして、本件事故直前の3月6日以降、担任から生徒会をやめるようにとの叱責や、副担任から弁解を許さない理詰めの叱責など、関わりの深い担任、副担任の両教員から立て続けに強い叱責を受け、精神的なストレスが大きく高まった。一方で、XXXXXXXXXXからは思うような協力を得ることができず、指導叱責について家族に相談したが、担任が家族の期待に応えなかったこともあって、事態が好転しない中で孤立感を深め、「どうしたらいいのかわからない」という思いを強め、絶望感が深まり、自死を選択したものと考えられる。自死が、登校後、授業に出ない

で、学校内で遂行されていることも、これを推測させる。

(2) 他の原因の検討

ア いじめについて

本生徒については、小学校時代にいじめを疑われる事実がいくつか指摘されている。家族からも、リュックを投げられたなどの報告もあり、いじめの存在がうかがわれるが、本調査委員会の調査では、具体的ないじめを認定する資料は得られなかった。

また、本生徒も成長するに従って友人関係もうまく対応できるようになっていることがうかがえ、小学校当時のいじめが疑われる事実を指摘している生徒も、中学校になってからはない、もしくは減ったとしている。

中学校になってからも、中学1年生時に、部活動でのトラブルがあり、級友からうざいと言われるといった出来事もあった。しかし、これらについては担任の指導によって一応決着しており、その後の学校のいじめ調査等で、本生徒からはいじめの訴えは出ていない。

家族からは、中学の1、2年生を通じ本生徒の膝から下に常時痣があり、平成28年7月、本生徒の頬に腫れがあったなど、いじめの疑いの指摘もされたが、前者については、本生徒も理由は言わず、隠してもいなかったというのであり、後者についても、担任によれば、本生徒はいじめによることを否定したということであり、本調査委員会の調査でも、それらの負傷がいじめによるとは認定できなかった。

そのほか、平成29年3月7日に本生徒が登校を嫌がった際、送る会について、XXXXXXXXXXが教えてくれないとの訴えもあるが、直接は担任に答えられない事情として述べられており、XXXXXXXXXXが意図的に教えなかったかどうか事実関係を明らかにできなかった。

本件事故前日の同年３月１３日には、国語の授業で本生徒の言い分が通らず、ぶつぶつ独り言を言っていた事実もあるが、それだけでいじめの疑いがあるとはいえない。

以上によれば、本生徒の悩みは、上記のとおり担任、副担任の指導叱責にあり、その結果孤立感、絶望感を深めたことによる自死であって、いじめによる自死ではないと判断した。

イ 家庭について

生徒・保護者への各アンケート結果、本調査委員会の遺族を含む関係者の聴取調査の結果によれば、本生徒は、[REDACTED] と同居しており、[REDACTED] を述べることはあったようであるが、本生徒と家族との関係は良好であり、軋轢をうかがわせる事実は見当たらなかった。

もともと、本生徒が亡くなった際に残されたノートには、[REDACTED]
[REDACTED] との記載がある。

しかし、その記載内容及び自死に至る経緯などに照らせば、同記載は、本生徒が家族に対し、担任、副担任の指導叱責に対する不満を再三訴えたにも拘らず、事態が改善されなかったことの無力感を表出させたものと解釈される。

したがって、本生徒は、家庭の問題が原因で自死したものではないと考える。

ウ その他

その他に、自死の原因となる事情をうかがわせる資料はない。

第７ 本生徒の自死に関わる事項

１ 発達上の特性

小・中学校の担任・教員からの聴き取りや本生徒の書いた文章から、本生

徒は、[REDACTED] バランスのよい文字を書くことや、マスの枠内に文字を収めることが苦手であることがわかる。

また、[REDACTED]、文章を書くことも得意でなく、自分の考えを論理的にまとめて文章表現することを苦手に行っていた様子をうかがい知ることができる。

一方、小・中学校の担任・教員からは、本生徒が [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] 感情のコントロールが不得手であることが報告されている。

また、真面目で、優しく、努力家であるが、[REDACTED]
[REDACTED]、対人関係が器用ではない一面もあり、本生徒は対人関係で傷つくことも多かったと思われる。その結果、独り言が増え、ひとりで抱え込む姿がしばしば目撃されている。

これらの点から鑑みると、専門機関での診察や検査を受けておらず断定はできないものの、本生徒には発達障害の可能性があることを想定することができる（本生徒の発達障害を考えさせる発達特性については、本件事故前、他の教員が担任に対し、特性を考慮した指導方法をとるように示唆している）。

学校としては、本生徒の特に言語系教科の学習や宿題における困り感・困難さとそれに対処できないことによる学校生活上での精神的苦痛を早期に把握し、本生徒に合った具体的で明確な指導と、宿題等の課題の調整を行い、できたことを認め励ますことや、本生徒の辛い気持ちに寄り添う配慮を行うべきであった。なお、発達障害の有無にかかわらず、生徒理解を心がければ、十分に適切な対応が可能であり、本生徒の特性が学校（担任、副担任）の教育指導上の責任を軽減させるものではない。

2 宿題などの課題指導の在り方

池田町には学習塾がなかったことから、本件中学校では、放課後や夏休みに他の学校より多くの補習を行い、教職員は、高校進学のため土日にも出勤するなどの努力をしていた。本件中学校は、学力検査でも、県内で上位の成績を上げている。課題の提出にも力を入れており、担任、副担任も同様であり、特に副担任は課題の提出について厳しい態度で臨んでいた。もっとも、教員の中には、生徒の負担を考えて柔軟に対応し、生徒から相談を受け、私の宿題は出さなくてよいから、叱る先生の宿題を出しなさいなどと指導する者もいた。

本生徒の場合は、もともと課題の提出が遅れることがあったようであるが、2年生の後期には生徒会の副会長や、伴走ボランティア実行委員会の委員長などを、自ら引き受けており、3学期からは「新研究」の課題も加わり、その準備等で課題の提出が遅れがちとなったと考えられる（通知表でも、2年生の2学期に課題の提出が遅れることが指摘されている。）。

課題の提出はすべきことであり、理由もなく提出を怠ったような場合は指導もやむを得ない。ただし、課題が提出されない理由は、個々の生徒によって異なり、努力しても提出が困難な場合もあり得る。本生徒の場合も、英語、国語等の言語系教科は苦手で、生徒会活動の負担も大きかった。そのような場合に、強い指導を行っても効果は乏しく、生徒に負担感のみを与えるおそれがある。教師としては、何故課題が提出されないか、個々の生徒の状況を見極め、努力しても困難な場合は、課題の量を減らし、できたときは褒めるなどして、その生徒に合った指導方法を検討すべきである。

保護者に対するアンケートの中に、本件中学校の生徒の真面目さや努力の素晴らしさを認めつつ、休みたくても休んではいけない、辛くても頑張らなくてはならない、そんな風にしか思えないように親も教育者も子供を育ててはいけない、親も先生も少し力を抜いて子供を育てていくべき旨の意見が述

べられたが、傾聴すべきである。

3 担任、副担任の指導方法

(1) 担任の指導叱責の問題点

ア 担任に対する上司の評価は、

とのことである。同僚には、担任はいじめを放置することは考えられない性格であったという者もいた。

担任の本生徒に対する叱責は、場合によっては、職員室等教員や生徒のいる前でも、大声で叱るというものであり、本生徒に限らずよくあったようである。担任の叱責の仕方については、(聞いている者が)身震いするくらい怒っていた、階が違っても聞こえた、怒鳴り散らす、他の生徒も、職員室で担任に叱責され、1、2日不登校となったことがあるなど、多くの教員、生徒が指摘している。

本生徒は、平成29年3月6日に、朝の会后担任から課題未提出について生徒会を辞めるようにと受け取られる叱責を受けているが、生徒会活動を頑張っていた本生徒の自尊心を傷つける発言で、ショックは大きかったと考えられ、本生徒は早退を申し出ている。

イ 生徒に問題行為が見られた場合に、叱責がやむを得ない場合はある。

しかし、叱責は、生徒によっては、自尊心を傷つけ、大きな精神的打撃を与える可能性があり、見聞きしている生徒らにも不快感や圧迫感を与えるから、叱責の理由が明確であることはもちろん、叱責の方法も、問題行為の内容や程度に応じた必要かつ合理的なものであるべきである。教師としては、強い叱責が常に自死の危険性を孕むことを忘れてはならない。

また、やむなく叱責した場合には、その後で叱責した理由をわかりや

すく説明し、納得を得る作業も欠かせない。

ウ 担任は、大声での叱責について、他の教員から、そんなに強い口調で言わないといけないのかと聞かれており（これに対し、担任はそれだけ言わないとわからない、と答えたという。）、教頭からも、叱責後はフォローをするようにとの注意も受けていた。

担任としては、それらの注意により、早期に人前での大声の叱責が生徒に与える影響について反省すべきであった。

なお、本調査委員会による聴取調査に対し、担任の叱責について、殆どの教員に問題意識がなかった。事故後に行われた原因を振り返る職員会議においても、担任の叱責は問題と指摘されなかったとのことである。教員間で大声での叱責を問題視しない傾向がうかがわれ、反省を要する。

エ 担任は、聴取調査等において、本生徒に期待していた、叱責に応えうると見ていた、叱責した後家庭訪問をするなどして指導の思いを伝えていたなどと述べている。担任が、家庭訪問を頻繁にしていたことは事実で、叱責後他の生徒に本生徒への声かけを依頼していたと述べる教員もいた。

しかし、平成29年3月6日に本生徒が早退を申し出た際の保健室での本生徒との話し合い、あるいはその後の本生徒の養護教諭への発言、3回目に本生徒が登校を渋った際には、担任からの叱責が主な理由になっており、本生徒は担任と顔を合わせることを嫌がったこと、さらに、本生徒が担任に対する愚痴、悪口を言っていたと述べる生徒もいることなどによれば、本生徒が担任による叱責を負担に感じていたことは明らかであり、叱責後の本生徒との話し合いも、担任の思いを一方向的に伝えるものであって、本生徒の気持ちを聞き、納得を得るようなものではなかった。

オ 本生徒の場合は、前述したとおり、元々課題提出が遅れることがあったが、2年生になって生徒会活動などに積極的に取り組んでおり、余裕のない状態にあった。本生徒の特性からすれば、柔軟な対応は苦手と考えられる。本生徒の発達障害の可能性に気づいた他の教員からは、本生徒の指導方法を考えるようにとの助言も受けている（担任は、これに対し手加減していると答えているが、助言に対する適切な回答となっていない。）。担任は、特別支援学校教諭の免許を持っており、発達障害についての一応の知識も持っていた（

）。

カ 担任が、本生徒の状況をよく観察すれば、本生徒が課題その他をこなせない状態に陥っていたことは容易に判断できたはずである。その上で、本生徒に対しては、課題を減らすなどの措置をとるべきであり、本生徒が意欲を見せて取り組んでいた生徒会活動等についても懇切丁寧な指導が望ましかった。

これらの配慮は、本生徒に発達障害がある可能性の有無に関わらず十分に可能なことであるし、なすべきことでもある。

にもかかわらず、担任は、自己の指導方法を過信し、本生徒の状況や気持ちを理解しないまま、叱責を続け、本生徒を追い詰めることになった。

キ なお、家族からは、本生徒が担任から同じ英語の課題を何回も与えられたとの訴えがあり、実際に同じ英語の課題の答案7枚を持参した。本調査委員会は、担任に事情聴取したが、同じ英語の課題を何度も出した

ことはないと否定した。

(2) 副担任の指導の問題点

ア 副担任は、前述したとおり初めての中学校勤務であった。上司によれば、真面目で、指導もしっかりしていたとの評価である。

ただし、生徒に対しては宿題をしっかりやらせる、妥協しないとのことであり、生徒・保護者へのアンケート結果によれば、副担任の指導は、執拗で、弁解を許さず、追い詰めるような感じ、あるいはネチネチした感じであったとしていて、不満を述べる声が多い。

平成28年5月26日に本生徒が学校に行きたくないと言った際の副担任に対する不満（言い訳するなどと言って話を聞いてくれない）、同年11月18日の副担任の言葉（勉強も部活も生徒会も忙しいだろうから宿題をしなくてよいとの発言）は、副担任の意図が課題の提出にあったとしても、本生徒にとっては納得しがたい言動で、上記生徒の評価と共通する。

イ 副担任の本生徒に対する指導が、本生徒にとって辛いものであったことは、本生徒が二度にわたって副担任の指導を理由に登校を嫌がり、副担任の指導に対し、土下座しようとし、トイレから出てこないことや、泣いて過呼吸様の症状を訴えるなど、取り乱した行動を取っていることから明らかである。本生徒は土下座しようとした件も過呼吸様の症状を訴えた件も家族に話していない。

ウ 副担任は、本生徒の副担任に対する気持ちを担任等から聞かされておらず、認識していなかったとし、土下座しようとしたことも深刻な様子には受け止めなかったとする。

しかし、真面目で礼儀正しい本生徒が土下座しようとし、トイレから出てこないなどといった事態は、明らかに深刻とみるべきであり、副

担任に生徒の思いに寄り添おうとする姿勢があれば、その気持ちは容易に理解できたはずである。副担任としては、本生徒が課題をこなせない状況に陥っていたことを見極め、その特性に応じた指導をすべきであった。これは本生徒に発達障害の可能性があることを認識していたかどうかには関わりがない。

エ なお、家族からは、聴取調査の際、担任同様、本生徒が副担任から同じ漢字の課題を何回も与えられたとの訴えがあり、実際に同じ漢字の課題の答案8枚を持参した。本調査委員会は、副担任に事情を聞いたが、副担任は同じ漢字の課題を何度も出したことはないと否定した。

(3) 相互の協議、上司への報告等の欠如

ア さらに問題なのは、本生徒の指導に関し、担任、副担任間で協議がなされておらず、同僚への相談も不十分で、上司への報告も殆どなされていないことである。その結果、本生徒は担任、副担任の双方から指導叱責されるという、逃げ場のない状況におかれた。

生徒指導は、担任のみでも、副担任のみでもできることではなく、相互の協力が必要であり、それでも解決ができないようであれば、全教職員で協働して対処すべきである。学校の中には、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター等もいる。指導主事訪問、特別支援教育センターや地域人材等の活用も考えられる。しかし、他の教職員等の協力を得るためには、相互の情報交換が欠かせない。報告・連絡・相談の

重要性の所以である。ひとりで問題を抱え込むことは、教師のためにも、生徒のためにもならず、問題を深刻化させるおそれが高い。

イ 担任は、中学2年生の平成28年5月26日には、家庭訪問により、本生徒の家族から副担任との関係の悪いことや、本生徒が副担任の指導に不満を持っていることを聞いて、様子を見ることを約束している。その後の同年11月18日は、副担任から課題を提出しないでよいなどと言われ、本生徒が土下座しようとし、トイレで泣くといった出来事も起こっている。

平成29年2月21日に本生徒が登校を渋った際にも家庭訪問し、家族から本生徒の気持ちを理解して対応してほしい旨依頼され、副担任との関係に注意する、上に報告してしっかり対応しますとまで述べている。そして、同年3月13日には、副担任に課題未提出を咎められ、泣き出して過呼吸を訴えるなど、相当に深刻な事態も発生している。

ウ 担任は、上記の事実をいずれも承知し、自分が副担任との関係を調整しなければならないと考えていたとするものの、副担任との間で本生徒の指導について協議した形跡がない。本生徒が副担任によい感情を持っていなかったことすらはっきりと副担任に告げていない。

担任において、副担任と協議することが困難というなら、同僚に相談しあるいは上司に報告するなどの方法もあった。担任は家族に上に報告して対応しますと話している。副担任が、初めての中学校勤務であったことも考えれば、担任が積極的に行動する必要性は高かった。

エ しかし担任は、家庭訪問等の大まかな事実を報告しただけで、具体的内容については、同僚に話さず、教頭、校長にも報告していない。そのため、他の教員、教頭、校長に正確な問題意識はなく、本生徒の指導について、きちんとした協議はなされていない。土下座しようとした件も、

過呼吸様の症状を訴えた件も、一部の教員を除き、多くの教員、教頭、校長は知らず、保護者にすら報告していない。家族は、土下座しようとした件や過呼吸様の症状を訴えた件を知っていれば、本生徒を登校させなかったと悔いている。

オ しかも、担任は、2年生の2学期以降、課題未提出や生徒会活動等の準備の遅れを理由に、自らも本生徒に対し大声で叱責を繰り返すなどしており、本生徒の負担、苦悩を増加させる行動をとっている。これを事故後に知った本生徒の家族は、担任に対する強い怒りと後悔を訴えているが、当然といわなければならない。

担任は、聴取調査において、自分ひとりでやってしまうところがあり、本生徒についても指導すればできると判断していたが、結果的にはできていなかった、いろんな人に相談すればよかった、今まで教員をしてきて過信をしていた、管理職に相談すべきだったなどと、反省の言葉を述べた。

カ 一方、副担任も、本生徒の課題未提出が続き、本生徒との間でトラブルも生じていたのに、担任に報告したというだけで、本生徒をどう指導すべきかについて担任と協議していない。副担任は、報告すべきは担任と考えたとし、さすがに過呼吸様の症状があったときは、家庭への連絡を担任に進言し（担任は、本生徒のその後の様子を見て、報告の必要がないとして報告していない。）、教務主任に事情を話しているが、それ以上の措置はとっていない。

副担任の中学校勤務は初めてであったことを考慮しても、指導に対し本生徒が土下座しようとしたり、過呼吸様の症状を訴えたりと普通でない事態に至り、それが自らの授業や指導に関わるものである以上、担任に積極的に事態を打開する態度が見られない場合は、担任が報告すべき

などという建前に拘ることなく、速やかに自ら教頭、校長等に状況を報告して指示を仰ぐべきであったと考えられる。

キ 担任、副担任とも、相互の協議、上司への報告等を怠っており、問題を深刻化させたと考えられる。

4 校長、教頭の指導監督責任

- (1) 校長、教頭は、担任、副担任から、本生徒の指導状況について、あるいは、担任の家庭訪問の状況について、具体的な報告を受けていなかったため、本件事故の発生まで、本生徒に対する指導について、殆ど問題意識を持っておらず、本生徒が土下座しようとした件も、過呼吸様の症状を訴えた件も認識していない。

しかし、校長、教頭とも、担任から本生徒が一度ならず登校を渋り、担任が本生徒宅を家庭訪問し、本生徒と副担任との関係に問題があることも報告を受けて知っていた。また、校長は、本件事故前、本生徒が朝の挨拶運動に出てこないことにも気づいていた。校長、教頭とも、担任が大声で叱る場面を見ており、教頭も副担任が本生徒を何度か指導する場面を見ていて、担任については、他の生徒を大声で叱る場面を見た後に、叱った場合はフォローをするようにと注意もしている。教頭は副担任の指導の融通の効かなさも認識していた。

- (2) 校長、教頭は、管理職として、学校を管理、運営する立場にあり、当該学校における教職員を指導、監督する職責を担っている。確かに、いたずらに教員の行動を監視するようなことはすべきではなく、基本的には教員の指導を尊重し、教員が働きやすいように環境整備に努めるべきである。

しかし、学校は、保護者から大切な生徒を預かり、教育しているのであるから、校長、教頭、とりわけ校長は、教員の生徒指導等の状況把握を怠ってはならない。教員自身が問題に悩んでいるような場合に、管理職が問

題に気づき手を打つことは、教員に対する援助となり、生徒の問題解決ともなる。

- (3) 校長、教頭とも、本生徒に関し、上記のような事実を把握している以上、少なくとも担任の家庭訪問については、報告がなくとも、担任に事情を尋ねるべきであった。また、副担任の本生徒への指導や、大声で叱責していた担任の生徒指導について、問題がないかどうか、他の教員や、場合によっては生徒さらには保護者からも事情を聞くなどして、実情を調査すべきであった。

本生徒の場合、担任、副担任のいずれからも指導叱責される状態が続いていたのであるから、詳細な事情を把握していなくとも、問題がないか疑問を持つのは自然であり、再三登校を嫌がっていた事実、本生徒が土下座しようとした件も、調査すれば容易に把握できたはずである。教員の中には、担任、副担任の本生徒への指導を見て、疑問を持っている者もいた。もし、校長、教頭が、本生徒の実情を調査し、指導の在り方について問いかけをすれば、本生徒への指導方法の変更に結びついた可能性がある。

本生徒の場合、担任、副担任の指導に問題があったのであるから、両者への指導により改善を図り、改善できない場合には、担任ないし副担任を外すという措置もあり得、これをできるのは校長しかいない。以上によれば、校長、教頭は、管理職としての職責を果たしたとはいえない。

5 他の教員の対応

担任、副担任の指導叱責については、職員室でも行われており、特に担任の大声での叱責は、他の教員も認識していたと認められ、担任に対しそんなに強い口調で言わないといけないのかと聞いたり、指導が伝わっていないと心配する教員もいた。本生徒は、2年生になって10日保健室に来室しており、平成29年3月6日早退を言い出した際の担任と本生徒の話を聞いて

ていた養護教諭も、他の教員、上司等に状況を報告し、対応を進言するまでには至っていない。

また、平成29年2月ころ、担任、副担任の本生徒に対する叱責等の状況を見て、本生徒の発達障害の可能性に気づき、本生徒の指導方法を考えないといけないと助言した教諭もあり、同教諭は、3月13日の過呼吸様の症状を訴えた件も副担任から聞いているが、事情を十分把握していないこともあって、直ちに対策が取られるまでには至らなかった。

本調査委員会による聴取調査に対しても、担任、副担任の指導叱責について、生徒、保護者からは多くの疑問、不満が述べられたのに対して、殆どの教員は問題意識がなかった（同僚を庇う意識等によるかもしれない。）。また、生徒の中には、担任、副担任の指導に対し、本生徒が悩んでいたことを述べる者が多かったのに対し、教員にはこれに言及する者が殆どいなかった。

事故後に行われた原因を振り返る職員会議においても、担任、副担任の指導叱責の問題は、指摘されていないとのことである。

本件事故が、担任、副担任の指導叱責によるものであり、問題があったこと、管理職の指導監督責任が果たされなかったことなどは、上記のとおりであるが、担任、副担任の指導は変わらず、管理職の指導監督責任も果たされないままで、本生徒の苦悩は深まっていた。

そうであれば、他の教員も、学校組織の一員として、広い意味での学校運営の責任を負っているのであるから、問題解消に向けて努力するのは当然である。ことは生徒指導に関することであり、問題を放置してはならない。上記のとおり、他の教員も、担任、副担任の本生徒に対する指導叱責自体はある程度認識しており、一部教員は疑問を持ち、注意もしているのである。

もし、本件事故前に、担任、副担任の指導叱責の問題に気づき、あるいは、これに気づいた教員が、教員間で協議をし、上司に報告するなどして、学校

としての対策が講じられるように努力していれば、本件事故は防止できた可能性があった。

これらの協議、対策が講じられず、学校内での自死といった、あってはならない事態を引き起こしてしまった点で、他の教員の対応も適切でなかったというべきである。

6 まとめ

上記のとおり、確定的なことはいえないが、本生徒には発達障害の可能性があった。本生徒の場合、そうであったとしても小学校当時に比べ成長を見せていたことなどからすると、判断は容易でなかったとは思われるが、もしその可能性を意識していれば、本生徒への対応は変わっていたはずである。また、その有無に関わりなく、本生徒の状況をよく観察すれば、本生徒の課題未提出や生徒会活動の準備等に対し、厳しい指導叱責が不適切であることに気づくことはできた。

しかし、担任、副担任とも、本生徒の性格や行動の特性、気持ちを理解しないまま、宿題等の課題提出や生徒会活動の準備の遅れを理由に、厳しい指導叱責を繰り返した。これらの指導叱責は、本生徒にとって困難を強いられ、大きな精神的負担となるものであり、本生徒は、再三登校を嫌がり、家族に担任や副担任の指導に対する不満を訴え、家族は担任に本生徒の気持ちを訴え、担任も対応を約束していた。

しかし、担任は本生徒の指導について副担任と協議するなどの問題解決に向けた行動をとらず、副担任と共に、厳しい指導叱責を繰り返した。

その結果、本生徒は、担任、副担任の双方から厳しい指導叱責を受けるという逃げ場のない状況に置かれ、追い詰められた。事情をある程度知っていた管理職、他の教員も、本生徒の気持ちに気づき、きちんと対応することはなかった。土下座しようとした件も過呼吸様の症状を訴えた件も家族には知

られなかった。

本生徒がそのような状況に置かれたのは、家族から依頼を受け、本生徒の気持ちを聞き、対応を約束するなど事情を把握していた担任が、同僚への相談、上司への報告、さらには家族への報告を怠ったことが、大きく影響している。

担任、副担任の厳しい指導叱責に晒され続けた本生徒は、周囲の理解、協力が得られないとの孤立感、絶望感を深め、遂に自死するに至った。

学校内での自死という重大な事態を招いたことについては、学校の対応に問題があったと言わざるを得ない。

第8 事後対応

1 遺族への対応

(1) 遺族からは、本件事故当日、病院で、校長や他の教員は遺族と目を合わせようとせず、冷たい態度であったこと、本件事故当日の夜、校長に対し、緊急保護者会の資料を渡してくれるように依頼し、校長は了承したが、資料がなかなか届かなかったと述べられた。

当日の記者会見で、校長が、「わからない、知らなかった」などと答えた点も、遺族にとっては納得のできないものであった（この点は、後日保護者会で、校長が、申し訳なかったとして訂正している。）。

さらに、翌日校長と教頭が、本生徒の学生カバンとズックなどを持参したが、校長が、遺書らしきノートを渡す際にカバンの上でバンバンと叩くようで、遺族としては家庭に問題があるかのような態度であったと述べる。本件事故後、生徒へのアンケート調査が実施され、平成29年3月22日にも保護者会が開催されたが、いずれについても実施・開催の決定前に遺族に相談がなかったと述べている。

遺族と学校との間にそのようなトラブルがあったため、遺族は、同年3

月27日、福井県教育庁義務教育課に相談に行った。そうすると、当日校長が、家族の元を訪れ、初めて、学校で起きたことは私の全責任ですと言いい、頭を下げたという。それまではそのような発言や態度は示されなかったと述べた。

本調査委員会の設置についても、遺族への十分な説明がないまま決められたため、遺族の了承を得るのに時間を要した。

遺族は、同年4月19日に池田町診療所の[]に相談し、それ以降[]が仲介することによって、ようやく遺族と学校との協議がスムーズに進行するようになった。

これに対し校長は、謝罪の仕方が悪かった、遺族に通じなかった、県の指示で謝罪したわけではない、と述べた。

- (2) 学校としては、本件事故は予想外の事態で混乱していた上、担任の対応ぶりや、本生徒の自死といった事態から、学校に不信感を持っていた遺族への対応が難しかったことは容易に推測できる。

しかし、本件事故は学校内で発生している。学校としては、事実関係が明らかでない以上、報道機関等への不用意な発言を控え、まずは遺族に対する配慮を第一に、遺族に可能な範囲で事情を説明し、原因についても誠実に調査することを約束し、調査委員会の設置等、その後の見込みについても、可能な限り説明し、了解を得るべきであった。

文部科学省の「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き（平成22年3月）」によれば、遺族へのかかわりとして、子どもを亡くした遺族に対して心からの弔意を示すこと、そして、遺族の意向を丁寧に確認しながら、学校の対応を進めてください、自殺の事実を…マスコミに伝えるにあたっては、遺族から了解をとるよう努めてください、とある（同手引き4頁）。

遺族に対する本件事故後の学校の対応には、慎重さや誠意が欠けており、初期対応を誤った。

2 生徒・保護者への対応

生徒及び保護者のアンケート調査によれば、四十九日の前日の本生徒宅へのお参りに、事前に希望した生徒だけしか参加できず、希望しなかった生徒は連れて行って貰えなかったとの不満が述べられた。なお、それらの生徒も後で連れて行っては貰っているようである。

本調査委員会の調査によれば、学校は、お参りに行くのに事前に保護者の同意を取っており、当日の申し出者については、保護者の同意が取れなかったためと説明した。しかし、参加できなかった生徒や、保護者は、自動車が定員オーバーであると説明されたとか、自転車で行きたいと言った生徒に対して行かなくてよいと言われたとしている。また、連れて行ってもらえなかったことを校長が知らなかったという指摘もあった。

双方の言い分に食い違いがあり、事実関係を明らかにできなかったが、学校の説明を前提としても、生徒の気持ちを考えれば、希望者全員がお参りに参加できるようできるだけ努力すべきであり、同行した教員の対応はいささか柔軟性に欠けたとの批判を免れない。

第9 提言

本件事故は、担任、副担任の不十分な生徒理解及び不適切な指導、学校の不行届きな対応、本生徒の発達特性に関しての遺族と担任等の誠実な話合いの欠如によって発生した。学校としては、学校内における授業時間中の生徒の自死といった、二度とあってはならない事故が発生することのないように、対策を講じるべきである。

本調査委員会は、調査の結果をもとに、次のとおり提言する。

1 遺族への謝罪、保護者への説明、報道機関への公表

(1) 本件事故は学校内で、しかも授業時間中に起きており、学校の責任は免れることができない。学校は、遺族の一刻も早い事故の真相究明を願う心情を察し、自主的に校内指導体制等を精査検討し、遺族に説明責任を果たす努力をすることが誠実な態度であろう。このような姿勢が見られなかったことが、真相究明の体制づくりに時間を要する一要因となった。本件事故から既に相当の日時が経過していることからすると、学校は、まずはこれまでの姿勢を改めることが、今後の出発点となる。

(2) したがって、本報告書をふまえ、学校は速やかに遺族を訪れ、本件事故について、担任、副担任の指導など、学校の対応に問題があったこと、その結果大切な本生徒を追い詰め、自死に至ったことを、率直に認め、謝罪すべきである。謝罪にあたっては、教育長、校長、教頭、担任、副担任が同行して行うことが望ましい。

(3) 保護者にも本件事故の原因は明らかでないまま今日に至っている。町内には不確かな情報に基づく憶測も出ている。

学校としては、保護者会等を開催し、本報告書の内容を、プライバシーや遺族の意向に配慮しながら、可能な範囲で明らかにし、本件事故の原因、問題点を公表すべきである。

報道機関に対しても、保護者同様可能な範囲で公表すべきである。

2 教職員の生徒理解と生徒指導力の向上

(1) 本件事故では、担任、副担任の不十分な生徒理解に問題があった。本生徒を追い詰めてしまった基底には、担任、副担任とも生徒の性格や行動の特性に関する理解不足と、生徒の気持ちへの配慮の欠如がある。教育は、本来、生徒理解から始まる。子どもの心情や発達の様子を鑑みながら指導を行わなければならない。

(2) 本件事故の場合、担任、副担任とも、発達障害が示す発達特性について

の十分な認識がなかった。発達障害の知識がなかったとしても個々の生徒の特性の理解ができていれば対応が可能であったと思われるが、もし発達障害の知識とそれに基づく発達特性の判断ができていれば、より適切な指導が可能であったと考えられる。

発達障害は、様々な態様があり程度も異なり、成長と共に課題も変化するので、教職員としては、その知識や対処方法をきちんと習得しておく必要がある。とりわけ中学校段階では、教員は生徒の学習活動の遅れや生活態度に目がいきがちになるが、根底にある発達特性を踏まえた生徒理解が必要である。学校は、発達障害などを含む適切な生徒理解に向けて研修等を充実させることが肝要である。

(3) 生徒指導は、生徒の持つ潜在的な能力を引き出す働きかけでなければならない。そのためには、生徒にとって無理な課題を与えたり、課題未提出に対しいたずらに叱責を繰り返したりするようなことがあってはならない。担任や副担任には、課題として出された事柄が、本生徒が自力で解決できることなのか、苦手意識に苛まれていたのではないかなどの斟酌があったのだろうか。本生徒は、責任感が強く、まじめで、思い込みしやすいが努力家である。このような誰もが認める本生徒の特性を引き出しながら、当該課題へのアプローチへ向かわせることが、教師の資質・能力として重要である。

(4) 教育上、時には叱責も必要であろう。しかし、他者にわかるような大声の叱責、それを通して他の生徒を威圧するような叱責、生徒の尊厳を傷つけるような叱責、何度も繰り返される叱責はあってはならない。叱責は生徒以上に教師自身の痛みを伴うことであることを自覚すべきである。

(5) 今回の聴取調査やアンケートから、本生徒に対する大声での叱責に限らず、叱責による教育が慣行化しており、教員同士の間で叱責に対する鈍麻

が生じていたことをうかがい知ることができた。教育は矯正に先立ち、まずもって子どもの優れた資質を見出し、それを育むことであることを忘れてはならない。

3 教職員の情報共有、上司への報告の徹底と学習する組織づくり

(1) 本件事故では、担任、副担任による他の教員への相談、上司への報告が不十分であったことが問題を深刻化させた。教職員としては、生徒への指導に問題があった場合、あるいは生徒から不満が述べられ保護者から要望があった場合には、自身において解決できたとしても、問題と対処結果について上司に報告すべきである。また、解決が困難な場合は、同僚に相談し、また、速やかに上司に報告し、指示を仰ぐべきである。個人で対処できない以上、学校組織として対応すべきは当然であって、相談や報告を躊躇すべきでない。

(2) 今回の上司への報告すべき事項を吟味すると、生徒に関わる大事な情報ほど報告されていない。担当者としては責任を感じ、あるいは指導力不足と見られることを嫌い、さらには独力で解決できると過信した結果、報告が滞ってしまったものと思われる。もとより教育課題の解決は専門職である教師の協働によって導き出されることが多い。賢明な教師であればあるほど、生徒の重要情報を報告し合うことが責任ある態度の示し方であり、適切な判断力を持つ証であるはずである。教師は生徒に関わる重要情報について報告し合い協議する勇気を持たなければならない。

(3) 本件事故の場合、本生徒は、担任、副担任から再三指導叱責され、休みが増えたり、保健室に行く回数が増えたりするなどしており、担任、副担任以外の教職員の中には、問題の一部に気づいている者もいたが、担任への遠慮もあり、結局事故を防ぐことができなかった。

学校の中には、専門や役割の異なる養護教諭、スクールカウンセラー、

特別支援教育コーディネーター等が配置されている。また、指導主事訪問、特別支援教育センターや地域人材等の活用も考えられ、近年の学校は、様々な専門の異なるスタッフが教育に参画する場となっており、「チーム学校」の取組が求められている。

しかし、専門の異なる者同士の協働をどう実現すればよいのか、学校はまだ明確な答えを持ち合わせていない。他者の専門を活かすのには自己の専門の立場から何をなすべきか。学校は早急に「チーム学校」の体制づくりに取り組むべきである。

- (4) 学校実施のアンケート調査によれば、複数の生徒が、本生徒が死にたいと言っていた、あるいは聞いたと回答している。このような声が教師に届いていれば、何らかの対応が可能であったと考えられる。

生徒の自死を防ぐためには、生徒に自死を防ぐゲートキーパーとしての役割を期待する考えもある。教育活動の中で命について向き合う機会を設けることを通し、他の生徒が死にたいなどと言っているのを耳にしたら、速やかに教師等に連絡できるような仲間意識を醸成することが肝心である。

- (5) 教師は自己研鑽だけでは優れた教師にはなれない。教師は生徒指導に関し、同僚との指導事例の語りと傾聴の中で、自己の指導の限界を知りより適切な指導を導き出していくことができるものである。学校の中に、生徒のことにに関して気軽に話し合うことのできる教師同士の学び合う文化を構築していかなければならない。

4 校長、教頭等の指導監督責任の自覚

- (1) 本件事故において校長は、担任、副担任から報告がなかったことから、本生徒の問題に気づくことができず、本件事故を発生させた。

校長は、教職員に問題があったときは、これを組織的に是正できる立場にあり、その職責は重要である。校長は、その重さを十分に自覚し、教職

員に対し、生徒指導等について問題を抱えたときは、速やかに状況を報告するように、指導を徹底しなければならない。

また、校長や教頭は、教員から指導上の問題が報告されたときは、真摯に対応し、全体で協議する必要があるか検討し、必要な場合は速やかに職員会議等で検討するなど、問題解決に向けて迅速に対応しなければならない。

(2) 校長、教頭は、教職員から報告がなくとも、自ら、教職員の生徒指導等に問題がないか状況把握に努め、問題が感じられたときは、当該教員、他教員、生徒、保護者等、必要な範囲で事情を調査し、速やかに状況を把握し、迅速に対応すべきである。

(3) その他、校長、教頭として、発達障害などの生徒理解の研修の機会を設けるべきことは前述のとおりであるが、症状が明らかでなく、発達障害かどうか、判断が困難な生徒もあり得るので、学校全体として問題を見逃すことがないように、検討する組織、機会を設けるべきである。

5 家庭や教員集団での話し合いを通じた子ども理解

(1) 子どもが最も信頼を寄せる場は家庭である。子どもの支援を求めるシグナルを見落とさないためにも、日頃からの会話を通して、子どもが必死に取り組んでいること、子どもが負担を感じていることなどを保護者が知っていることが、まずもって大切である。子どもの悩みは、保護者では解決できないことが多い。しかし、子どもの想いに共感し一緒に考えようとする保護者の姿勢は、子どもを孤立させない。

(2) 本調査委員会では、本生徒の発達障害の可能性を指摘すべきかどうか躊躇した。それは、本生徒が専門機関による診断や検査を受けていないこと、また発達障害という言葉によって誤解を招く恐れがあり、それによってご遺族が傷つけられることを危惧したからである。

しかし、学校の中には発達障害を疑われる子どもたちが多々おり、本生徒のようにその特性が理解されず、多くの子が苦しんでいることを考えると、本生徒の死を無駄にしてはならないと判断し、用語の使用を決意した。もとより発達障害の用語の使用により、学校が責任を免れるものではない。むしろ、生徒の発達特性に応じた生徒指導の欠如が自死を誘発した。学校では、教師同士が子どもを見合い話し合うことで、子どもの発達特性に応じた指導を心掛けなければならない。

6 保護者との連携強化

- (1) 本件事故の場合、保護者の本生徒に関する相談窓口は担任のみで、担任が報告を怠ったため、学校は殆ど問題意識がなかった。池田町の場合、小・中学校を問わず、保護者は協力的で、苦情も少なく、教員としてはやりやすいとの感想が多かった。一方、学校が実施した生徒へのアンケート、本調査委員会が実施した保護者へのアンケートには、多くの保護者から、学校、教員に対する様々な苦情、不満、提言が寄せられた。未だに問題があると指摘する意見も少なくなかった。

学校と保護者が協力することは大切であるが、問題があるのに、放置することは学校を良くすることにつながらない。学校としては、これら保護者の意見をできるだけ吸収し、学校運営に活かすべきである。

- (2) そのための方法として、保護者会のほか、定期的に、保護者との個別相談の機会を増やし、保護者に対するアンケート調査を実施することが考えられる。本件事故でも、家族は担任だけに本生徒の苦悩を訴え、担任が解決や報告を怠ったため、問題が深刻化した。

したがって、相談の担当者は、担任等に固定しないで、いろんな教職員が対応することが好ましい。本件事故後、学校において、生徒との教育相談の頻度を毎月を増やし、校長、教頭、カウンセラーも含めた教職員が月

ごとに交代して担当しているとのことであるが、結構なことと考えられる。
保護者との個別面談においても参考にすべきである。

- (3) 保護者を入れた委員による学校評価制度の導入も考えられてよい。現在、池田町では家庭・地域・学校協議会を開催しているが、本件事故には無力であった。学校での問題ばかりでなく池田町の未来に向けた教育の在り方を検討していくためには、学校評議員、学校運営協議会の設置等も検討すべきである。

いずれにせよ、これらは学校のみではよくなしえない。教育委員会を含めた学校と保護者間で協議し、池田町に適した学校と保護者の連携強化のために、どのような方策がよいか協議すべきである。

- (4) 本調査委員会としては、上記のとおり、学校に対し、保護者との連携強化の方策を提言したが、保護者からは、池田町の場合、学校に異議を言わない風土や生徒への影響等をおそれ、意見が出にくいとの指摘もあった。

しかし、本生徒の場合もそうであるが、問題があるのに対策が取られなければ、被害を受けるのは生徒である。また、意見が出なければ改善される可能性は乏しくなる。意見を言うことには様々な障壁があると思われるが、大切な子どもの教育を委ねる保護者としては、学校をよくするという立場から、学校の教育にできる限り関わり、問題があれば意見を述べ、学校と協議して、改善に努力していく姿勢が必要である。

もっとも、学校に問題があるからといって、いたずらに不信感を煽るようなことがあってはならない。学校と保護者が、互いに率直な意見を交わし、協力し合って学校をよくしていくことが重要である。

7 教育委員会の取組

- (1) 池田町教育委員会は、毎月小・中学校等の校長が集まって校長・教頭会を開き、学校の状況報告を受けているとのことであるが、そのほかに、学

校の状況を把握する方法を特に持っていなかった。本件事故は、校長、教頭等に問題意識がなかったこともあって、教育委員会には全く問題が認識されなかった。学校実施のアンケート等によれば、生徒の中には担任の叱責状況を見て、教育委員会に通報すべきと述べた生徒もいたようである。教育委員会として、そのような声が届く機会をできるだけ設けるべきである。

本件事故後、PTA に教育委員会の職員を参加させているとのことであるが、よいことと思われる。他に方法がないか、さらに検討すべきである。

- (2) 一般に、教員は報告や課題、部活動で多忙で、余裕がないとの指摘が多い。本件中学校の場合、課題指導に力を入れ、教員は土日出勤して補習を行っており、小規模校として分担する校務も多かった。担任は、学級の他、部活動、生徒会指導も行っており、負担が過重となっていた可能性がある。

小規模校における教員負担の問題は、県内の校務分掌上の組織との繋がりとともに関連し、当該教育委員会のみではなしえないことかもしれないが、今後とも、教員の負担をできるだけ軽減するよう努められたい。

8 学校事故等調査委員会の在り方

- (1) 本調査委員会の役割は、中立的立場から可能な限り客観的な事実に基づく本件事故の原因の究明であり、その結果を遺族に伝えることである。また、結果を踏まえ、二度と本件事故のような不幸な出来事が起きないように対策に資する提言をすることである。

しかし、調査委員会の設置に際し、遺族への説明及び了解が充分ではなく、遺族が不安を抱えたままのスタートとなった。調査委員会の設置に際しては、遺族の思いを十分に汲み取った上での設置が望まれる。

- (2) 本調査委員会が第三者機関としての自立性を担保し、何が起きたのかを遺族に説明するためには、学校や教育委員会からの独立性を確保すること

が必要であるが、遺族との連絡、学校の生徒や教員及び保護者への連絡については、教育委員会を介さざるを得ない場合があるのが現状である。本調査委員会は独立性に留意し、池田町教育委員会は本調査委員会の独自性を保障すべく最大限の配慮を行ってきた。しかし、当該者との連絡調整は、教育委員会が行ったことは如何ともしがたい事実であり、中立性への疑義を招きかねないことも確かである。

今後、このような調査委員会の設置、組織、運営等に関しては、文部科学省や都道府県教育委員会等を含めたルール作りが必要だと思われる。

第10 おわりに

本調査委員会は、本件事故の客観的な調査、公正な審査を重ねてきた結果、第5項から第8項にわたる検討を踏まえ、第9項における提言をするに至った。これは、本件事故の要因を客観的な事実をもとに明らかにするだけでなく、本生徒の死を無駄にせず、二度と同じような思いに追い込まれる児童生徒を出さないためのものであることを改めて明記しておく。

今後、各学校、各家庭において、この提言に基づき対策を講じるうえで、さらに確認をしなければならないことは「子どもの権利」の尊重である。1994年に日本も批准をした「子どもの権利条約」には、保障されるべき子どもの権利が規定されている。子どもと関わる大人は、子どもの意見表明権（第12条）を尊重しながら、子どもの最善の利益（第3条）を考慮したうえで、基本的な子どもの生きる権利、子どものその子らしく育つ権利を保障していかなければならない。当然のことながら、すべての子どもは、その子なりに感じる力、考える力を持っている。すべての大人は、その子どもの思いをしっかりと聴き、受け止める努力を惜しんではいけないことをこの報告書のまとめとしたい。

最後に、本報告書は、多くの方々の調査に対する協力がなければまとめる

ことができなかった。今回の調査にご協力いただいた、本生徒のご遺族をはじめ、すべての方にこの場を借りてお礼を申し上げる次第である。

以上

池田町学校事故等調査委員会の委員及び補助委員名簿

委員長 松木 健一 (福井大学大学院 (教職大学院) 教授)

委員長代理 安江 勤 (元裁判官、弁護士 (福井弁護士会所属))

委員 滝口 慎一郎 (福井大学医学部附属病院特命助教、医師)

委員 竹澤 賢樹 (びわこ学院大学教育福祉学部講師、社会福祉士)

補助委員 村上 昌寛 (弁護士 (福井弁護士会所属))

補助委員 西尾 祐馬 (弁護士 (福井弁護士会所属))

池田町学校事故等調査委員会の活動状況

日付	委員会会議	その他の活動
平成29年4月27日	第1回会議	
5月10日	第2回会議	
29日	第3回会議	
6月 4日		聴取調査
5日		聴取調査
6日		聴取調査
7日		聴取調査
9日		聴取調査
12日	第4回会議	
26日		聴取調査
28日	第5回会議	聴取調査
7月 2日		聴取調査
6日		聴取調査
10日		聴取調査
11日	第6回会議	聴取調査
14日	第7回会議	聴取調査
20日	第8回会議	
25日	第9回会議	

8月 3日	第10回会議	
4日	第11回会議	
8日	第12回会議	中間報告・聴取調査
9日	第13回会議	
23日	第14回会議	
28日	第15回会議	
9月13日	第16回会議	報告書案につき遺族説明

